

番町地区防災福祉コミュニティ  
**地域おたすけガイド**  
(災害初動対応計画書)

平成 29 年 12 月作成

番町地区防災福祉コミュニティ

## 番町地区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイドについて

地震や津波だけでなく、台風や大雨による大災害はいつ発生するかわかりません。

また、発災後 72 時間（3 日間）が、人の生死を分けるターニングポイントとされています。

この発災後 72 時間（3 日間）に焦点を絞り、災害が発生した際に、私たち番町地区の住民が、より組織的に活動できるようにするため作成したのが『番町地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド』です。

この『番町地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド』に記載されている内容に沿って活動を行えば、だれもがより適切に災害へ対応できます。

いざ！という時に有効に活用できるように、これを用いた訓練を定期的を実施し、番町地区一丸となって災害に備えましょう。

平成 29 年 12 月吉日

本部長



# 番町地区おたすけマップ



## 凡例

- |   |  |   |
|---|--|---|
|  防コミ本部設置場所 |  避難所  |  AED |
|  防災資機材庫    |  ポンプ  |   |
|  河川        |  防火水槽 |   |

## 1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

## 2 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

## 3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部 設置場所	長田東地域福祉センター (長田区四番町4丁目54)		
防災資機材庫	長田防災福祉コミュニティ分室 (長田区五番町4丁目3-2)		
避難場所	室内小学校 (長田区前原町1丁目17-1)	長田公民館本館 (長田区四番町4丁目51)	御蔵小学校 (長田区一番町4丁目)
耐震性防火水槽	長田駅南住宅 (長田区二番町2丁目1)	市営番町住宅39号棟 (長田区四番町4丁目69)	
防災行政無線保有者 (2か所)	本部長宅		長田東地域福祉センター (長田区四番町4丁目54)

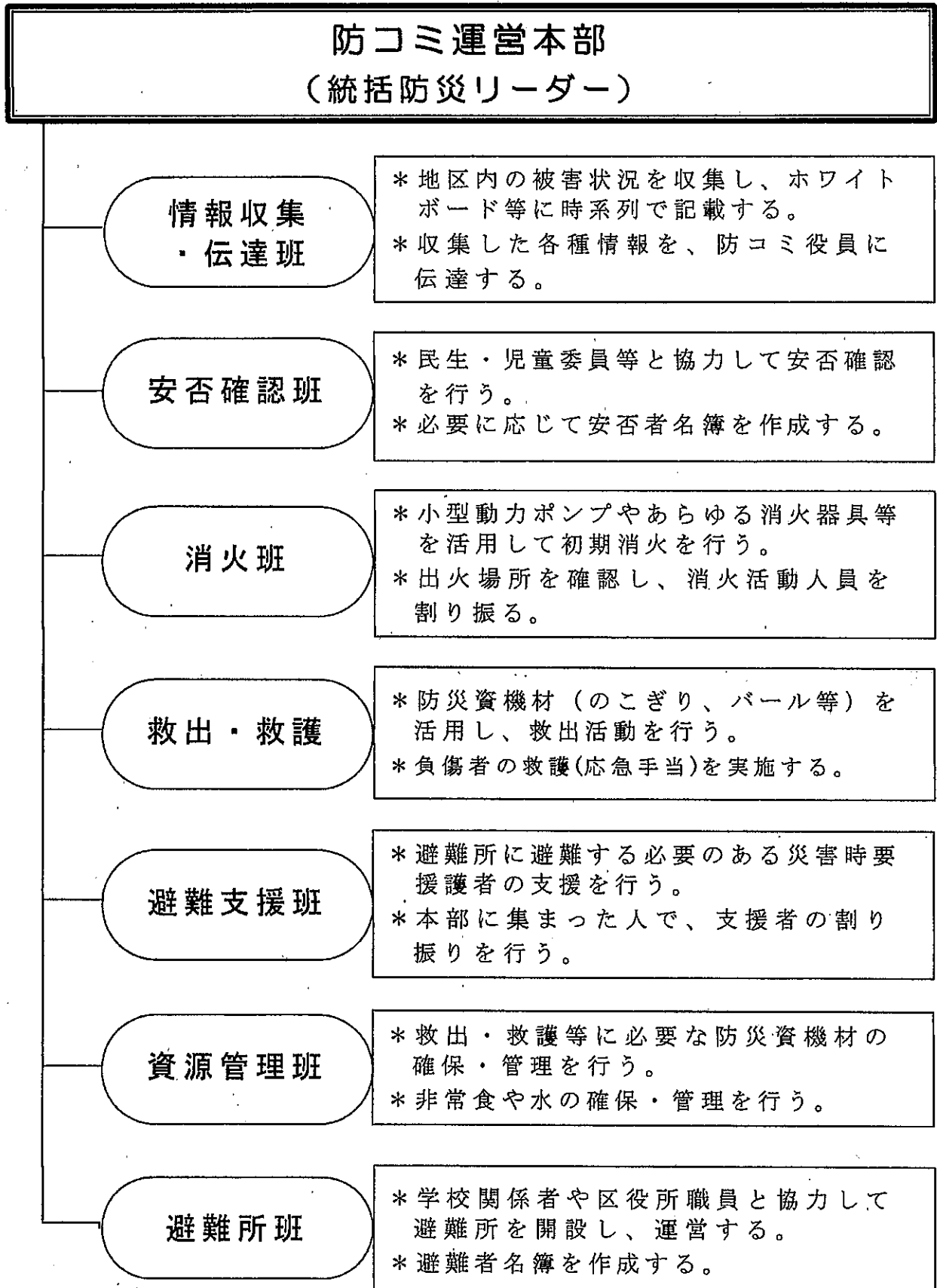
## 防災資機材庫

鍵保管場所：本部長宅及び長田東地域福祉センター

鍵保管者：

用途	品名	個数	用途	品名	個数
消 火 用	動力消防ポンプ	1	そ の 他	ヘルメット	10
	消防用ホース	4		手袋	60
	粉末消火器	5		腕章	
	布バケツ	50		携帯用電灯	10
	消火用ボックス			ソーラー充電式懐中電灯	
	自立式簡易水槽			トランジスタメガホン	
				広報・訓練用拡声器	1
				ブルーシート	9
				携帯用発電機	
				トランシーバー	2
救 助 用	スコップ	30		携帯用ファクシミリ	
	バール	2		二連梯子	
	折り畳みのこぎり			台車	1
	のこぎり	9		一輪車	
	オノ	3		はしご兼用脚立	
	ハンマー	10			
	簡易ジャッキ	6			
	ツルハシ	10			
	ボルトクリッパー				
	折りたたみ担架	3			
	コンクリート壁・クラッシャーセット(油圧式)				
	携帯用コンクリート破碎器具				
	とび口	2			
	救助用ロープ	2	MEMO		
	救助用安全帯				
	サバイバースリング				

## ■防コミ運営本部の班編成



## ■活動班メンバー

※活動班の編成は集まったメンバーで随時決める

防コミ運営本部：長田東地域福祉センター (統括防災リーダー：)		
活動班	班 長	班 員
情報収集 ・伝達班		
安否確認班		
消火班		
救出・救護班		
避難支援班		
資源管理班		
避難所班		

### 防コミ運営本部の立ち上げ

- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班  
資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバー  
で情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報収集・伝達班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、  
統括防災リーダーからの具体的な活動指示（情報収集・伝達、安  
否確認、被災者の救出・救護等）を伝達する。
- 活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

□は、その行動が完了したら✓をつける。

## 地震

### 【災害発生直後】

#### 個人の行動

##### 1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。



#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報収集・伝達班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、統括防災リーダーからの具体的な活動指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を伝達する。
- 活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。  
※ 本部内の人員が不足している場合は、避難所内にいる住民に対し、災害活動への協力を要請することも考慮しておく。

##### 2 災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

##### 3 情報収集・伝達

- 運営本部はラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 運営本部は自治会長や住民等から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。  
\* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。



#### 4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。  
\* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどの区別も効果的です。

#### 5 消火活動

- 出火場所を確認し、耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。  
\* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

#### 6 救出・救護活動

- 余震、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。  
\* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

#### 7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損壊の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の支援を行う。

#### 8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

#### 9 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。



## 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

### 1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

### 2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切です。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

### 3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

### 4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

# 風水害

## 【災害発生直前】

### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報収集・伝達班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

### 2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 洪水等の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

### 3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

### 4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、活動班により避難誘導を実施する。

### 5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

## 【災害発生直後】

### 1 防コミ運営本部による指揮

- （【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。）
- 情報収集・伝達班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、統括防災リーダーからの具体的な活動指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を伝達する。
- 活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。  
※ 本部内の人員が不足している場合は、避難所内にいる住民に対し、災害活動への協力を要請することも考慮しておく。

## 2 災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

## 3 情報収集・伝達

- 運営本部はラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 有線電話、携帯電話により、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

## 4 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。  
\* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどの区別も効果的です。

## 5 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し負傷者を救出する。  
\* 救出にはジャッキやパール、のこぎりなどが有効です。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

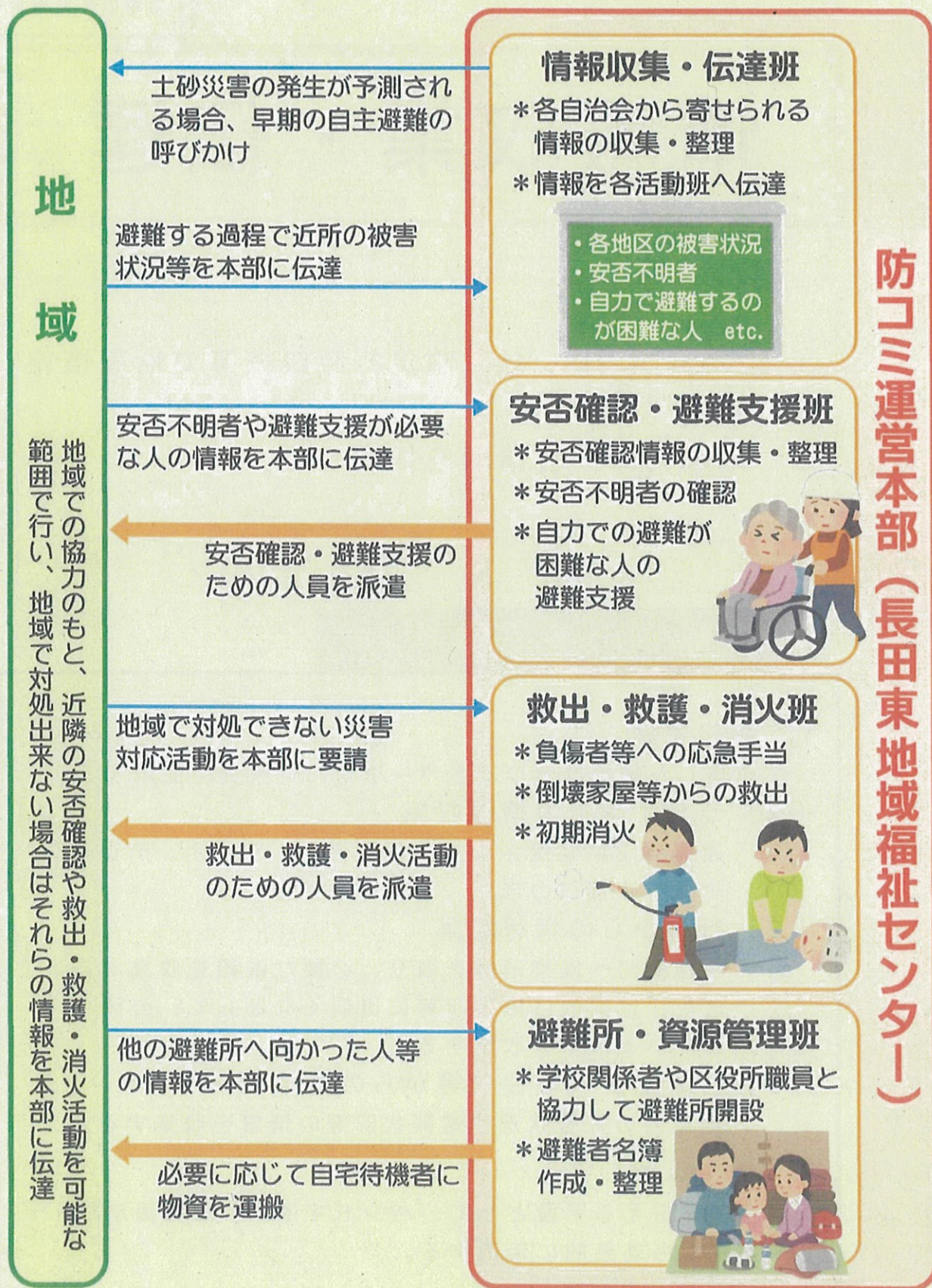
## 7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

## 8 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

## ■災害時における地域と本部とのやりとりのイメージ



# 情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

## 情報収集・伝達手順

### 1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

#### (1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

#### (2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。  
また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

#### (3) 各自治会及び住民等からの情報収集

地域内の被害状況や避難状況等の情報を収集する。

### 2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

# 安否確認

- 1 安否確認情報の収集  
避難者名簿を作成する。
- 2 安否不明者の確認  
民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。

## 訪問先での確認手順

- 1 外観の確認  
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認  
門の外側で大きな声で呼び掛け、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする  
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認  
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。
- 5 確認シール貼付  
確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ず右上部  
付近に貼付

### シールの色分け

- 救助・支援が必要   ● 安否の確認できず   ● 確認済み・支援の必要なし

# 救出・救護活動

- 1 防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、救出活動を行う。
- 2 負傷者の救護（応急手当）を実施する。

## 救出・救護手順

### 1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

### 2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。
- (4) ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

### 3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

### 4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。



# 消 火 活 動

- 1 小型動力ポンプ等やあらゆる消火器具を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。
- 3 消火器をはじめ、風呂の水、学校のプール、川の水など消火活動に使えるものは何でも利用する。

## 消火活動手順

### 1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差は4 m以内を目安とする。

### 2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

### 3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

## 小型動力ポンプの使い方

- ① 燃料コックを開く。
- ② スロットルダイヤルを「給水・始動」の位置に合わせる。
- ③ リコイルスターターハンドルを強く引張り、エンジンを始動させる。
- ④ 給水レバーを引き上げ、水を吸い上げる。
- ⑤ 放水口コックをゆっくり開きながら全開にし、放水を行う。



## 災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する。
- 2 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。

### 避難支援のポイント

- 1 **一人暮らし高齢者**  
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 **寝たきりの要介護高齢者**  
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 **認知症の人**  
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 **視覚障がい者**  
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 **聴覚障がい者**  
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 **言語障がい者**  
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 **在宅人工呼吸器使用者**  
避難所での電源確保が必要。

## 神戸市から …

### 避難情報の種類(平成28年12月26日変更)

- 1 避難準備・高齢者等避難開始  
避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合
  - いつでも避難ができるよう準備をしましょう。
  - 身の危険を感じる場合は避難を開始しましょう。
  - 避難に時間を要する人(高齢者・障害者)は避難を開始しましょう。
- 2 避難勧告  
災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合
  - 避難場所へ避難しましょう。
  - 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。
- 3 避難指示(緊急)  
災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
  - まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。
  - 外出することで、かえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難しましょう。(上階、裏山の反対側)

### 「災害時要援護者」とは？

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方のことを言います。

- 障がいのある方
- 介護が必要な方
- 高齢者(ひとり暮らしの方、高齢者世帯など)
- 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

※ 要援護者として登録を希望される方は、民生委員にお申し出下さい。

## 「福祉避難所」とは？

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、320箇所を「福祉避難所」に指定しています。  
(平成25年8月末時点)

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等を基に、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※ 福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。

災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

